

ただいま、準備中です。
申請は7月からの予定！

「臨時福祉給付金」

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

◆臨時福祉給付金とは？

4月から消費税が8%へ引き上げられたことから、所得の低い方への負担の影響に配慮し、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

<支給対象者>

基準日（平成26年1月1日）に、大山町の住民基本台帳に登録されている方で、平成26年度町民税（均等割）が課税されていない方。

※自分を扶養している方が、平成26年度町民税（均等割）が課税されている場合や生活保護制度の被保護者の方などは対象外。

<支給額>

- 支給対象者1人につき1万円
- 給付対象者で次のいずれかに該当する方は、1人につき5千円を加算
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

◆子育て世帯臨時特例給付金とは？

4月から消費税が8%へ引き上げられたことから、子育て世帯の影響を緩和するとともに、消費の下支えを図るため、臨時的な措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

<支給対象者>

基準日（平成26年1月1日）に、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

<対象児童>

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。
※臨時福祉給付金の対象となる児童及び生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外。

<支給額>

対象児童1人につき1万円

給付金を装った詐欺にご注意を！！

役場や厚生労働省などが電話をかけ、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

現時点で、役場や厚生労働省などが、皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することも、絶対ありません。



★申請手続き

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金ともに申請の受付は、7月～9月の予定です。

くわしくは、次号（広報7月号）でお知らせします。

★専用相談ダイヤル

☎0570-037-192

※厚生労働省の専用相談ダイヤルです。

★問い合わせ先

住民生活課 ☎0859-54-5210